

入札説明書

令和 5 年 5 月 2 6 日に公告した下記件名に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、本書によるものとする。

- 1 件 名 南部広域市町村圏事務組合総務振興課教育・保育係パソコン導入事業
- 2 納入物品 デスクトップ型 3 台 ノート型 2 台（仕様書の要件を満たすもの）
- 3 納入期限 契約を締結した日の翌日から 30 日以内
- 4 入札日時 令和 5 年 6 月 2 8 日（水） 午後 2 時
- 5 入札場所 那覇市旭町 116 番地 37 3 階・特別会議室
- 6 入札参加資格要件

入札公告日から開札日までの間、次に定める資格をすべて満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 仕様書の要件を満たす物品を納入期限までに納入し得る者。
- (3) 豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、与那原町、八重瀬町及び久米島町のいずれかに物品（リース含む）関係入札参加資格者として名簿登録されていること。
- (4) 沖縄県内に本社、営業所等を有すること。
- (5) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (6) 当該公告内容及び仕様書、契約内容等を確認・理解し、承諾した者。

7 一般競争入札参加資格審査申請書の提出

本競争入札の参加希望者は、一般競争入札参加資格審査申請書（以下、「資格審査申請書」という。）及びその他の提出書類を持参により提出しなければならない。

なお、提出期間内に資格審査申請書を提出しない者は、本競争入札に参加することはできない。

- (1) 提出期間：令和 5 年 5 月 2 9 日（月）から令和 5 年 6 月 1 2 日（月）17 時まで
- (2) 提出方法：南部広域市町村圏事務組合総務振興課教育・保育係まで持参すること。

8 入札方法等

(1) 入札保証金

那覇市契約規則第 5 条又は第 8 条を適用するものとする。

(2) 入札

- ① 入札参加者は、入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入し提出すること。

なお、押印は印鑑登録届出印を使用すること。

- ② 入札書は持参により提出すること。

- ③ 入札は代理人により行わせることができる。この場合は、委任状を持参し、当

該入札の執行前に提出すること。

- ④ 入札回数は3回までとする。
- ⑤ 入札金額は長期継続契約（南部広域市町村圏事務組合長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 平成26年2月24日条例第1号）による5年間の総額の合計額となるように作成すること。
- ⑥ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額のうち、消費税課税対象の費用については当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税課税対象の費用については見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 注意事項

- ① 入札者は、自己の印鑑を持参すること。
- ② 入札書は、封書にして提出すること。
- ③ 代理人が入札を行う場合で委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。
- ④ 入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札が公正に執行できないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめることがある。

(4) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- ① 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- ② 資格審査申請書又は資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ③ 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- ④ 入札書の記載金額を訂正した入札
- ⑤ 入札書の金額や、「¥」又は「金」の記載がない入札
- ⑥ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- ⑦ 封筒に2通以上の入札書が入っている入札
- ⑧ 虚偽の記載がされた入札
- ⑨ 連合その他不正がされた入札

9 落札者の決定方法等

(1) 落札者

- ① 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- ② 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ、順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(2) 入札参加資格審査

- ① 一般競争入札に参加を希望する者が入札参加資格要件を満たしているか否かの審査を事前に行い、審査の結果、入札参加資格が確認された場合には「一般競争入札参加資格確認通知書」により通知する。

(3) 入札資格の有無において入札参加資格無しの者に対する説明

- ① 一般競争入札参加資格確認通知書において「入札資格」無しの者で不服がある者は、次により説明を求めることができる。

ア 申立期限：入札参加資格確認通知書が到達した日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）とする。

イ 申立方法：説明申立書（様式自由）を南部広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）総務振興課教育・保育係まで持参すること。

- ② 回答については、説明申立書を受理した日の翌日から起算して 10 日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面をもって行なう。

10 その他

- (1) 入札及び契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）及び組合契約規則（平成 11 年規則第 1 号。）第 2 条において準用する那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）を遵守すること。
- (3) 台風等により路線バスの運行が停止となった場合、開札の 2 時間前までにバスの運行が開始されなければ、開札等は延期となる。なお、延期後の日時は組合ホームページに掲載する。
- (4) 資格審査申請書及び資格審査書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 提出された資格審査申請書及び資格審査書類は、入札参加資格の審査以外に無断で使用しない。
- (6) 提出された資格審査申請書及び資格審査書類は返却しない。
- (7) 提出期限以降における資格審査申請書及び資格審査書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 資格審査申請書及び資格審査書類の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、入札参加資格無しとなり、落札者となることはできない。
- (9) 当該入札及び契約に関する問い合わせ先

南部広域市町村圏事務組合 総務振興課教育・保育係

〒900-0029 那覇市旭町 116 番地 37 自治会館 6 階

☎ 098-963-8213

FAX 098-860-6020

担当：志堅原